

答 申 第 2 号

平成22年7月2日

多賀城市長 菊地 健次郎 殿

多賀城市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 石 川 雅 美

多賀城市情報公開条例第18条第1項に基づく諮問について

(答申)

平成22年4月26日付け総務第344号による諮問について、以下のとおり答申します。

1 審査会の結論

多賀城市長の第353080号平成22年3月23日付け公文書部分開示決定通知書に係る、

- (1) 平成19年度多賀城市市街地再開発事業費補助金交付申請書について、多賀城駅北再開発株式会社設立準備会（以下「準備会」という。）の住所及び代表世話人の氏名並びに同人の自宅住所及び印影部分を非開示とした決定のうち、準備会の住所及び代表世話人の氏名の部分については開示するのが相当であり、
- (2) 多賀城市市街地再開発事業費補助金交付要綱の制定について（通知）及び平成19年度多賀城市市街地再開発事業の承継の承認について（通知）について、準備会の代表世話人の氏名を非開示とした決定のうち、同人の氏名の部分については開示するのが相当である。

2 不服申立て及び審査の経緯

- (1) 不服申立人〇〇〇〇（以下「不服申立人」という。）は、平成22年3月12日に多賀城市情報公開条例（以下「本件条例」という。）に基づき、①平成19年度市街地再開発事業の補助金交付要綱②同補助金の交付申請書③同事業の承継承認に係る公文書をそれぞれ公開するよう請求した。
- (2) これに対し、多賀城市長は、平成22年3月23日、上記（1）の請求に係る公文書について、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が含まれるため。又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれるため。」との理由により、本件条例第7条第2号の規定に基づいて、一部非開示とする決定をし、同日、不服申立人に対し、上記（1）の文書については、準備会の住所及び代表世話人の氏名並びに同人の自宅住所及び印影部分等を非開示とし、その余の部分については開示する決定をした。
- (3) 上記（2）の部分開示決定について、不服申立人は、平成22年3月26日、上記（1）の文書のうち準備会の代表世話人の氏名及び住所について開示しないのは相当でないので開示して欲しいとする趣旨の不服申立書を提出した。
- (4) 多賀城市長は、上記不服申立書の要件審査を行い、「開示しても、個人の権利・利益・財産を害するおそれがない」とする理由を記載するよう、平成22年4月21日付けで、不服申立人に対して補正命令を行った。
- (5) 上記補正命令に対し、不服申立人から平成22年4月26日付けで補正書が提出された。
- (6) 多賀城市長は、上記補正書を受理し、平成22年4月26日付けで、本件不服申立てにかかる上記（2）の部分開示決定の相当性について、当審査会に諮問した。
- (7) 当審査会は本件諮問に対し、平成22年5月26日に審査会を開催し、実施機関から提出された本件諮問書、不服申立人の開示請求書、同請求書に対する部分開示決定通知書、同決定に基づいて開示された文書、不服申立人の不服申立書、同申立書に対する補正命令書、同命令書に対する補正書その他の参考資料（以下これらを「本件提出資料」という。）を検討し、

さらに実施機関の担当者から説明を受けた。

(8) 上記検討及び説明に基づき、当審査会において本答申書を策定した。

(9) なお、事前に不服申立人に対し、口頭意見陳述をするか否か、不服申立書及びその添付資料以外に書面等を提出するか否かを確認したところ、不服申立人からは口頭意見陳述の申出及びさらなる書面等の提出はしない旨の回答があった。

3 当審査会の判断

(1) 準備会の住所及び代表世話人の氏名並びに同人の自宅住所及び印影部分等を非開示とした点

- ① 本件条例第7条第3号の「その他の団体」とは、法人格を有しないが当該団体の規約及び代表者の定めがある団体を含むものと解される。
- ② 準備会は、一定の目的のもとに会則を定め、一定程度の組織を有していること、また、平成19年度多賀城市市街地再開発事業費補助金が準備会という市街地再開発事業を行う団体に対して交付するものであることをかんがみると、準備会は、本件条例第7条第3号に規定する「法人その他の団体」に該当すると考えるのが相当である。
- ③ そうなると、準備会の住所及び代表世話人の氏名が、本件条例第7条第3号アの「公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するかどうかの検討となるが、これらの情報を開示したとしても、準備会及び代表世話人の権利利益等を害するおそれはないものと判断される。
- ④ よって、準備会の住所及び代表世話人の氏名が本件条例第7条第2号の個人に関する情報に当たるとして非開示とした実施機関の一部非開示決定は相当ではなく、当該住所及び氏名については開示するのが相当である。
- ⑤ なお、「法人その他の団体」に関する情報に該当すると判断したのは、上記のとおり準備会の住所及び代表世話人の氏名のみであり、代表世話人個人の住所及び印影部分については、本件条例第7条第2号の個人に関する情報に当たるとして非開示とした実施機関の一部非開示決定は

相当である。

(2) 付言

不服申立書及び補正書において、補助金の交付そのものが違法又は不当である旨を主張していると解されるもの及び市長に裁量権の逸脱がある等の主張があるが、上記(1)の判断をするに当たっては、不服申立書及び補正書に記載されている理由は考慮せず、本件条例の解釈上の問題として検討した結果としての判断であったことを付言する。

(3) よって、前記1記載のとおり、答申する。

以上